

第1回安城市自治基本条例審議会 議事要旨

日時	令和元年7月3日(水) 13:30～15:00	
場所	さくら庁舎 第35会議室	
出席者	委員	鈴木委員、石川委員、大橋委員、加藤委員、神谷委員、塚田委員、野上委員、藤野委員、前田委員、三浦委員、佐藤委員、荻野委員、二宗委員、蓮池委員
	事務局	市長(途中退席)、企画部長、行革・政策監、企画情報課長、行政課長、企画情報課長補佐、市民協働課課長補佐、企画政策課企画政策係長、企画情報課古澤、企画情報課伴野、市民協働課加藤、記録等支援2名(加藤、榊原)
傍聴者	4名	

開会～市民憲章唱和～辞令交付

【司会】:ただ今から、「第1回安城市自治基本条例審議会」を開会いたします。

- ・配布資料の確認
- ・本日は傍聴の方がみえますので、ご報告させていただきます。
- ・市民憲章の唱和
- ・市長より代表として鈴木誠様に委嘱状の交付。他委員は手元に委嘱状を交付。

市長あいさつ

【市長】:安城市自治基本条例は平成22年4月1日に施行され、今年度で施行10年目を迎えます。

市民が主役の自治の実現を目指し、まちづくりの普遍的な基本理念を定めたもので、様々な施策の方向付け、あるいは自治に向けた市民意識の醸成を図ることを目的としています。この条例の理念に沿って実施した取り組みは様々ありますが、具体例を挙げれば、安城市市民参加条例を制定し、積極的な行政情報の提供により、市民参加の機会を広げ、市民が主体的に行政に関与できるまちづくりを進めています。また安城市市民協働推進条例を制定し、市民協働の基本理念や担い手の役割などを定め、市民協働によるまちづくりを進めています。これらは平成28年度よりスタートした第8次安城市総合計画でも参加と協働にかかる施策で提示し、目標を定めて取り組みを進めている所です。

安城市自治基本条例は施行10年目を迎えましたが、この条例は施行後5年を超えない期間ごとに、市民参加のもとに検証することとしており、平成26年度に検証を行い、今回が2度目の検証となります。前回の検証では様々な議論が行われましたが、最終的には条例の改正はしないという結論に至りました。

一方、その後の5年間で全国的には人口減少や高齢化に伴う課題の顕在化、大規模な震災の頻発など、社会状況は刻々と変化しています。自治基本条例は普遍的な理念を定めたものですので、社会状況の変化によってその都度規定する内容を大きく変えるものではない

かもしれませんが、施行後10年という節目の年でもありますので、細かい箇所を含めて、条例を作りなおす気持ちで検証に望んでいただければ幸いです。この審議会で委員の皆様のご意見をいただき、変えるべきものは変え、残すべきものは残し、より良い形でこの自治基本条例の目的であります、市民が主役の自治の実現を目指して参りたいと思いますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げ、私からのご挨拶とさせていただきます。

安城市自治基本条例審議会について

【事務局】:「資料1 安城市附属機関の設置に関する条例」の「審議会の担当事務」として、安城市自治基本条例の検証に関する事項の調査審議を行うこと、委員定数が15人であることが規定されています。また「資料2 安城市自治基本条例審議会規則」の第4条に会議は委員の半数以上の出席が必要なこと、会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決することを規定しています。

本日は半数以上の委員の出席を頂いていますので、会議の開催要件を満たしており、有効に成立しています。

【事務局】:ここで、委員の皆様簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

【委員】:愛知大学教授の鈴木誠と申します。愛知大学は豊橋と名古屋に拠点がありますが、豊橋キャンパスに私が所属している地域政策学部があります。日頃は学生が安城市からも登校しており、大変お世話になっております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【委員】:国際ソロプチミスト安城の会長の大橋緑と申します。活動歴は23年になるんですが、国際ソロプチミストという名前がなかなか浸透しません。女性と女兒の支援、社会的地位向上や教育など、国際的な組織として社会貢献させていただいているグループです。

【委員】:安城市社会福祉協議会会長の神谷と申します。今日は弁護士と呼ばれたかなと思いついてバッヂを付けてきましたが、社協の方ですと、福祉関係の仕事はこれから高齢者が増え大変な時期を迎えるということで、そういうこともこの基本条例の中で考えていただくと良いと思います。

【委員】:安城市ボランティア連絡協議会副会長の野上と申します。よろしくお願いします。

【委員】:さんかく21・安城から副会長として参りました、前田と申します。さんかく21に関わって5年目。まだ何もわからなくて…。地域では大東町の方で、民生委員として動いています。サロンなどを通して地域の人達の見守りもやっています。

【委員】:市民公募で参加しています、荻野です。十数年前の「自治基本条例をつくる会」から参加して、条例制定まで2年間勉強させていただきました。5年目の検証時も関わらせていただいています。制定から10年経ち変わったこともあるかなと思うので、皆様のご意見を聞きなが

ら、私も考えをまとめていきたいと思っています。

【委員】:市民公募で入りました、蓮池と申します。普段は市民活動団体「FEEL FREE」の代表をしています。市民がつながれる場所、つながっていける場所をつくっていく、という取り組みをしています。

【委員】:安城学園高等学校教頭の佐藤と申します。市内の様々な活動、具体的には8月に行われる七夕関係の様々な企画への参加・ボランティア、また城南町さんとは災害の避難訓練、といったところでお世話になっています。この会を通して学生生徒が社会参加をしていくのにどういったスタイルがあるのか、考えていきたいと思えます。

【委員】:市民公募で来ました二宗と申します。私は野菜作りを通して子ども達に農や自然に触れてもらうとか、シニア層が野菜作りを通してもう少し元気になる、生きがいを見出せるように、と「アグリパーク安城」という市民団体に活動しています。

【委員】:一般社団法人安城青年会議所の理事長を務める三浦と申します。安城青年会議所は地域活性化や青少年育成をもとに安城のまちをより良くしていこうと、20代から40代までの青年により形成されている団体です。この審議会に参加することで、安城のまちをよりよくしていければと思っています。

【委員】:「安城防災ネット」の藤野と申します。安城防災ネットは安城市における防災の啓発団体ということで任じていただいているのですが、今回このような席に加わるのは初めて。皆さんの足を引っ張るつもりはないですが、どうぞよろしくをお願いします。

【委員】:連合愛知三河西地域協議会副代表の塚田と申します。三河西、碧海5市の労働組合の仲間が集まって協議会を開いています。労働組合の立場で検討していきたいと思えます。

【委員】:5月から安城市町内会長連絡協議会の会長を務めています、榎前町内会の加藤と申します。日頃は一般的な町内会業務、福祉、防災面に力を入れて活動をしています。

【委員】:安城市農業委員会を代表して来ました、石川と申します。農地を守る仕事の基本となっています。本業はきゅうり栽培です。よろしくをお願いします。

【司会】:ありがとうございました。本日は、安城市小中学校PTA連絡協議会の濟木委員は他の業務により御欠席でございます。

会長・副会長の選出～会長あいさつ～諮問

【事務局】:「資料2 安城市自治基本条例審議会規則」の第3条第1項の規定により、本会には「会長及び副会長を置く」こととなっており、同条第2項の規定により「会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。」とありますので、まずは会長の選出をお願いし、副会長は会長の指名により選出いただきたいと思えます。

【委員】:鈴木誠委員を会長に推薦したいと思えます。鈴木委員は、愛知大学の地域政策学部の教

授であり、まちづくりに関してもお詳しいと思いますので適任だと思います。

【事務局】:鈴木委員を、というご発言がありましたがいかがでしょうか

【全委員】:異議なし

【事務局】:異議なしというお声をいただきましたので、鈴木委員に会長をお願いすることとします。

それでは、鈴木会長に副会長のご指名をお願いします。

【会長】:副会長には、地元のまちづくりに詳しい加藤委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

【全委員】:異議なし

【事務局】:それでは会長より、ご挨拶を頂戴したいと思います。

【会長】:会長に選んでいただきました愛知大学の鈴木誠です。今後、この職務をしっかりと行っていけるように努力して参りたいということを宣言させていただきます。

私は地域政策学部という学部の中で、主に地域の産業振興を専門としています。その中でも、グローバル化であるとか、国際的な視点よりも、地域社会の住民の暮らしや市民の意識とすり合わせをしながら産業政策を作ることに取り組んでいます。私自身もいろんな起業を行ったり、失敗したり、いろんな実践経験を積み、自分自身ができることは一生懸命やる中で、社会にとって必要なことについて、普遍的なルールの必要性を感じながら、行政や企業の皆様方と一緒にその策定に関わることを多くしています。

今回の自治基本条例は、普遍的な基本理念にあたる条例です。いろんな意識、経験を持っている皆さんが、安城をより良くしていこうとこれから活動されたり事業を行なっていく時に、常に一步踏みとどまって立ち位置を確認したり、ご自身の仕事や生活を振り返って確認したりする、相対化する上でのいわゆる鏡のようなものが必ず必要になります。これは市の行政にとっても同じであります。自ら、そして市のこれからのあり方について常に確認をしていく1つの指標として、今回のような自治基本条例の必要性が謳われて参りました。とは言っても、現状に即して皆様方と内容を検討していくことが重要になります。今回はそのような重要な検討の場ということで、このような機会をいただきました。これから一生懸命取り組んで参りますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【司会】:ありがとうございました。市長より会長へ諮問をさせていただきます。

【市長】:(諮問書を会長に交付)

議題

(1) 報告

ア 安城市自治基本条例について

【会長】:では議題(1)報告の「ア 安城市自治基本条例について」。事務局から説明していただき

ます。

【事務局】:まず、条例ができるまでの過程について説明させていただきます。

条例の策定にあたっては、公募した市民24名と市役所の若手職員11名の計35名からなる「安城市自治基本条例を考える市民会議(通称:あんき会)」が、議論を重ねながら約1年の期間をかけて条例素案を作り上げ、市長へ提言されました。条例づくりを市民会議で話し合うというのは安城市では初めてのことです。そして、市民会議から提言された条例素案を基にして、学識経験者、関係団体代表者、議会代表者、あんき会代表者からなる「安城市自治基本条例策定審議会」で条例(案)の検討を行いました。その後、パブコメによる意見募集を実施し、条例案をまとめ、議会へ上程し、平成21年10月1日に公布、平成22年4月1日施行されました。

次に、「自治基本条例とは何か」ということですが、一言でいえば「まちづくり」の基本的な事項やルールを定めた条例です。まちづくりを進めるための基本的な考え方、市民・議会・行政がどんな役割を担い、どんな方法でまちづくりに取り組んでいくのかについて条例として明文化したものです。

次に、「自治基本条例の制定が必要とされた背景」について説明します。1つ目の理由として、「地方自治体の自主性、自立性の向上」があげられます。地方分権は、地域のことは地域で考え、地域自らの責任で決める「自己決定・自己責任」という基本的な考えに立っています。自立した自治体運営の根拠、つまり、自治体のいろいろな条例や施策のよりどころとなるルールが必要になったということです。

2つ目の理由として、「住民自治の推進」があげられます。自治体の運営に広く市民が参加し、地域内の問題解決を行なうためには、情報の共有や市民参加の制度など、住民自治を推進させる制度の整備が求められています。平成12年の地方分権法改革によって、市町村の国や県との上下関係はなくなり、地域の総合行政を行うことが改めて確認されました。市町村は、基礎自治体として自己決定、自己責任により自立することが求められました。しかしながら、地方自治法などでは、国と自治体との関係については詳細に規定されているものの、住民の市町村行政への参画方法や行政評価など、自治体が進める行政運営の基本となる事項については、定めがありません。そこで、自治体運営に関係する人々(首長、議会、住民)が運営に関する様々な事柄のよりどころとし、共有する基本的な理念や仕組みとして、自治基本条例制定の必要性が認識されだすようになりました。本市においても、多様化する住民ニーズに即応し、地域の政策課題を素早く解決するために、また、第7次安城市総合計画の目指す都市像であった「市民とともに育む環境首都安城」の実現のため市民が主役となる環境づくりを推進するとともに、市民主体のまちづくりを進めるために自治基本条例は必要と考えたのが、条例制定の背景です。

次に「安城市自治基本条例の構成」について説明します。イメージしやすいように条例を木に例えると、条例は、「根っこ・土壌」となる部分、「でっぺん」となる部分、「幹」となる部分、「枝」となる部分、「足元」となる部分で構成されています。条文で言うと、「根っこ・土壌」として、「前文」、第1条の「条例の目的」、第3条の「用語の定義」が書かれています。「でっぺん」として、第2条の「条例の位置付け」が書かれています。「幹」として、第4条「市民参加と協働の原則」、第5条「情報共有の原則」という2つの自治の基本原則を掲げています。「枝」は、さらに大きく「役割分担」「市民参加と協働」「市政運営」の3つに分けて考えられ、「役割分担」は、第6条から第13条までで、市民の権利と責務、議会・議員・市長等それから職員の責務について書かれています。「市民参加と協働」は、第14条から第19条までで、市民参加、コミュニティ、連携、住民投票、危機管理、持続可能な社会の形成といった、市民参加と協働によるまちづくりを進めるための仕組みやルールが書かれています。特に、危機管理や持続可能な社会の形成については、他の自治体の自治基本条例にはない安城市の特徴とも言えます。「市政運営」は、第20条から第25条までで、市政運営の基本的な考えかたや情報公開、個人情報保護の保護や、行政手続きなどが書かれています。最後に、「足元」では、条例の見直しについて書かれています。

条例の考える「市民、議会、行政、それぞれの役割と責任」について、もう少し説明します。1つ目に市民と行政の関係ですが、行政には、市民参加の推進、情報公開、説明責任などがあります。そして市民には、情報の共有、まちづくりへの参加が求められます。2つ目に市民と議会の関係ですが、市民は、請願(せいがん)、陳情、議会傍聴などの機会があります。そして議会には、会議の公開や情報提供の充実による開かれた議会運営が求められます。最後に、行政と議会の関係ですが、行政は、条例、予算、決算などの議案の提出を行います。そして、議会は、議案の議決、市政運営の監視などを行います。このように、「市民参加と協働によるまちづくり」を進めるためには、市民、議会、行政の三者がそれぞれの役割を担い、その責務を果たすことが必要という考えかたが条例のベースになっています。

次に、「安城市のまちづくりに関する条例の相互関係」をご説明します。安城市自治基本条例は、平成22年4月に施行されましたが、その第14条に、「具体的な市民参加の手法は別に条例で定めること」としており、平成23年4月1日、市政への市民参加の具体的な手続きを定めた「市民参加条例」が施行されました。市民参加条例では、市民参加の基本的な方法を定め、市の責務として市民参加の機会を積極的かつ、わかりやすく情報提供し、市民の意向の把握と施策への反映に努めることとなります。また、市民協働の推進に関する基本的事項を定め、市民協働によるまちづくりを図るため「市民協働推進条例」を平成24年10月1日に施行し、いわば自治基本条例に両輪がそろう市民参加と協働のまちづくりが大きく進みはじめたこととなります。また、平成27年1月には、自治基本条例第10条、第11条の議会、議員の責

務等を具体的に定める等、議会の基本となる事項を定めることを目的として「議会基本条例」が施行されました。このように、安城市のまちづくりに関する条例は自治基本条例を中心として、体系的に施行されています。

最後になりますが、この条例は、5年ごとに市民が主役の自治の実現を図る上でふさわしいものであるかどうかについて、検証することを決めています。前回は、条例施行後5年目にあたる平成26年度に安城市自治基本条例検証会議を開催し、検証を実施しました。今年度は、前回検証後5年目、条例施行後10年目にあたり、この安城市自治基本条例審議会で、検証を実施していただくことになりました。

【会長】:今の説明について、委員の皆様から何か質問はありますか。(→なし)

イ 平成26年度安城市自治基本条例検証結果について

【会長】:では続きまして平成26年度に実施した安城市自治基本条例検証会議について説明をお願いします。

【事務局】:平成26年度に実施した検証会議のメンバーは、市内団体代表7名、公募市民7名の計14名でした。団体は、あんき会、あんねっと、さんかく21・安城、自治基本条例を考える会、町内会長連絡協議会、碧海信用金庫、ボランティア連絡協議会の7団体。公募市民は、12名の応募があったため公開抽選で7名を決めました。この会議は、今回とは違い、諮問・答申や提言を行う審議会の位置づけではなく、会としての意見をまとめて提出という形はとらないものでした。

会議は平成26年7月から翌年1月までで計6回開催し、最初の2回で論点を整理した後に、3回のグループワークと1回の全体討議にて意見を出し合い議論しました。主な論点は5点でした。

「検証ポイント1」は「市民」の定義です。ここが一番時間を割いた論点でした。自治基本条例の定義では、「市民」の中には、安城市で働く方、通学する方等、いわゆる安城市の住民以外の方も含んで考えており、これに関して、「定義が曖昧である」「市民」「住民」で線引きが必要である」という理由で「改正すべき」という意見があった一方で、「まちづくりの推進のためには広く市民を考えるべき」「現在でも区別はされている」という理由で「改正が不要」という意見がありました。

特に「改正が必要」とする意見として、①「市民」＝「住民」が一般的であり、市民の範囲を広げることに無理がある、②立場の違いや公平性の観点から、「市民」と「住民」との線引きが必要である、③外国人の参政権を連想させることや、住民以外の意見が強くなることに対する危険性がある、が挙げられました。

これに対し当時の「市の見解」としては、①市民の範囲を広げて定義しているのは、地域社

会が抱える様々な課題の解決を進めていくためには、安城市に關係する幅広い人々が力を合わせていくことが必要であるとの認識に基づき、②第8条(行政サービスを受ける権利)にあるように、市民は「適切な」行政サービスを受けることができる。受給できる対象者や内容はサービスごとに条例や規則などで規定されることとなるため、線引きができています、③本条例は外国人への地方参政権付与を意図しているものではない。また市民には決定権がなく、最終的には議会の議決が必要とされることから、偏向した意見が一方的に通るなどの危険はない、ということから「改正は必要ない」というものでした。

「検証のポイント2」は「市民」の「権利」「責務」についてです。条例では第3章 第6条から9条までに規定されていることです。少なからず、先ほどの市民の定義とも関連してくる事項でもあるのですが、「外国人や住民以外に「企画・立案・実施」に参加を認めることが危険である」、「「等しく」サービスを受ける権利に問題がある」、「責務を「市民」ここでいう市民は住民ですが「市民等」住民以外で分けるべき」、「権利に対して責務が弱い」、という理由で「改正すべき」という意見と、「市民参加は提案権であり問題ない」「「適切な」という表現があるので「等しく」しても問題ない」「義務でなく罰則もないので「責務」としても問題ない」という理由で「改正は不要である」という意見がありました。

特に「改正が必要」とする意見として、①「市民が自発的かつ主体的に市の施策の企画立案、実施及び評価の各段階における意思形成にかかわる権利」(逐条解説第7条関連)の「企画立案・意思形成」に住民以外が関わるのは不適切である。(単なる提案権であれば良い。)、②「適切な行政サービスを等しく受けることができます」(第8条)の「等しく」は削除すべきである、③住民でない人は責務を軽くすべきである。(第9条)、が挙げられました。

これに対し当時の「市の見解」としては、①市政運営に市民の意向を的確に反映するため、企画立案、実施及び評価の各段階における意思形成にかかわる権利を保障しています。ポイント1「市民」の定義③の見解のとおり危険性はなく、また適切であると考えている、②「適切な」=「定められたルールの範囲内で」市が提供するサービスを等しく受けることができると補足していることから、それぞれの立場における線引きはできていると判断した、③市民がまちづくりの担い手であるという自覚と責任を持たずして自治の推進はありえないという考えを基本としています。住民がどうかに関わらず、安城市のまちづくりに関わる場合にはこのような責務を主体的に担ってもらうことを定めており、適当と考えている、といったことから、「改正は必要ない」というものでした。

「検証のポイント3」は「議会」「市政運営」についてです。条例では第4章議会、第5条市長その他執行機関、条文ですと第10条から第13条。第7章第20条の市政運営についても一部触れられています。「議会・議員に関する事項は地方自治法で定められているので不要」、「議員はあくまでも「住民」の代表である」、「(議員の責務として書かれている)研鑽内容を詳

しく書くべき」、「市政運営に関してより具体的に記載すべき、逆でないなら条文が不要」という理由で「改正すべき」という意見があり、一方で「議会・議員に関する事項は、確認の意味で必要」、「議会の責務はこのままで良い」、「市政運営に関しては、基本的事項が定められていれば良い」という理由で「改正は不要」という意見がありました。

特に「改正が必要」とする意見として、①議会も市政運営も当たり前のことなので不要である、②議員や職員の責務に関し、具体的な内容を追加する必要がある、③議員は「住民」の代表であり、「市民の意思が市政に反映されるよう活動」(第10条)はできないので、条文の改正が必要である、が挙げられました。

これに対し当時の「市の見解」としては、①本条例は、誰がどのような役割を担いまちづくりに取り組んでいくのかを示したもの。各々の責務を明らかにすることにより、市民参加と協働によるまちづくりを推進し、自立した地域社会を実現することを目的としているため、必要と考えている、②本条例では基本的事項を記載しているが、個別条例や個別計画においてより具体的な事項を定めているので、追加の必要はないと考えている、③本条例では、安城市のまちづくりに関わりのある人を「市民」と定義しており、その関わりから生まれる取組み等に関する意思決定を行うという意味では、議員は、「市民」の代表といえると考えている、といったことから「改正は必要ない」というものでした。

「検証のポイント4」は「条例の位置づけ、見直し」についてです。条例第2条(条例の位置づけ)に規定されていることです。第2条に用いられている「最高規範」という言葉について、主に議論されました。「この言葉が、条例に上下関係があると誤解を招く」、「仮に、他の条例と違うのであれば、憲法のように特別な改正手続きを規定していないとおかしい」という理由で、「改正すべき」という意見があった一方で、「スローガンのようなものであり問題ない」、「自治基本条例が他の条例と同じ手続きで改正されても問題ない」という理由で、「改正は不要である」という意見がありました。

特に「改正が必要」とする意見として、①「最高規範」という言葉は上下関係を連想させるので不適切である。別の言葉に言い換えるか、削除すべきではないか、②改正手続きについて明示すべきである、が挙げられました。

これに対し当時の「市の見解」としては、①「最高規範」とは、行動や判断の基準となる模範という訓示的・宣言的な意味であり、法規的に上下関係を規律するものではない。対外的に分かりにくく、憲法より上というイメージを与えてしまう点については、今後分かりやすく伝える工夫をする、②改正手続きについては、手続きそのものが他の条例と変わらないため、個別に記載する必要はない、といったことから「改正は必要ない」というものでした。

「検証ポイント5」は「条例の意義・効果・認知度」についてです。主な論点は「条文がわかりにくいのではないか」「効果の有無の計り方や課題の検討が、不明瞭である」「そもそも、条例

の必要性があるのか」「認知度が低い」というもので、これに対し当時の「市の見解」としては、①条例や逐条解説では、一般市民に伝わりにくいことがよく分かった。広報あんじょう等での掲載方法や分かりやすいパンフレットの作成など、分かりやすいPR方法を今後検討する、②条例ができたことでどのように市が発展してきたのかについて検証ができなかったことは、課題として認識している。次回検証時には効果も含めて議論する必要がある、③eモニター制度でのアンケート結果から、認知度の低さは明らか。認知度向上をめざし、市が主体となって情報発信をするよう努める、④安城市にとって本条例は必要、というもので、改正は行われませんでした。

ウ 令和元年度安城市自治基本条例内部検証結果の報告について

【事務局】:続いて、安城市自治基本条例内部検証結果について報告します。正式な報告書は、資料5-1として添付しておりますが、本日は「資料5-2 内部検証結果概要」を使って説明させていただきます。

まず「内部検証の位置づけ」ですが、本年度、条例第26条に基づく検証を、市長の諮問により審議会で行っていただきます。この諮問に先立ち、審議の一助とするため内部検証を実施しました。

内部検証は、以下の3点に関して、行いました。1点目は「取組状況の確認」として、前回検証以後に本条例に関連して実施した市の事業等を取りまとめ、市民が主役の自治を図る上で、必要な取組が実施されているか確認しました。2点目は「他の例規との整合性確認」として、前回検証以後に施行された例規(条例、規則等)が、本条例の規定及び理念と整合が取れたものであるかどうか確認しました。3点目は「規定の確認」として、「社会状況の変化に適合しているか」また、「趣旨を正確に表しているか」という視点で、条例の規定に追加、削除又は改正が必要ないかを確認。確認に当たっては、県内他市町の同様の条例の規定内容も比較しました。

まず、本条例の検証は、社会状況の変化に照らし行うこととされていますので、本市を取り巻く社会状況の変化について確認しました。1点目は「人口動態」。本市では現在のところ人口は増加傾向にあり、2030年頃までは、緩やかに増加する見込みです。ただし、高齢化率は、平成29年には20%を超え、超高齢社会といわれる21%を超えるのも目前で、今後ますます高まっていきます。

2点目は「財政基盤の安定性」。本市の経常収支比率は、妥当とされる75%前後で推移しています。なお、経常収支比率は低い方が良いとされていますが、多くの自治体では80パーセントを超えています。

3点目は「地方創生」。人口減少に歯止めをかけ、活力ある社会を維持するため法律を整

備する等国も地方創生を推進していますが、地方が自ら考え、責任をもって取り組むことが重要となっています。

4点目は「大規模災害発生への対応」。南海トラフ地震の30年発生確率が「70～80%」に引き上げられるなど、大規模災害発生への備えの重要性が増しています。また、平成25年に改正された災害対策基本法では「自助」「共助」「公助」等の基本理念が明記されました。

5点目は「SDGs(持続可能な開発目標)」です。SDGsは、平成27年9月の国連サミットで、採択された、持続可能な世界を実現するための17のゴール、169のターゲットから構成される、2030年を年限とする国際目標のことで、国も力を入れており、自治体としても取り組んでいくべきものです。本条例の理念に関連するものとしては「11 住み続けられるまちづくりを」「17 パートナリシップで目標を達成しよう」があります。

つづいて、内部検証の結果です。1点目の「取組状況の確認」ですが、ここでは、特徴的なものを挙げていますが、詳細はA3の配布資料に記載しています。必要な取組が適正に実施されていることを確認しました。

2点目の「他の例規との整合性確認」は、自治基本条例第2条に「他の条例、規則等例規の制定改廃に当たっては、自治基本条例の趣旨と整合を図ること」とされているため、本条例の趣旨に反したような例規がないか確認したものです。改めて、庁内各部署に調査確認を依頼したところ、問題があるものはありませんでした。

3点目は「規定の確認」です。「社会状況の変化と規定の関係」については、もともと本条例の理念に含まれていたり、規定としても定められていることを確認しました。「規定の追加」としては、市長の役割として市民協働の推進を図ることは、理念的には含まれているものの、明示的な規定がなく、今後市民参加と協働の必要性が高まる中、改めてその旨を定めることは、重要と考えました。また「規定の廃止」については、社会状況の変化により廃止すべきものはないと考えました。また、本条例は、本市のまちづくりの根幹を成すもので、各施策も適正に実施されており、本条例自体も必要なものと考えます。また「規定の改正」について、特に検証の視点のうち、「趣旨を正確に表しているか」という点に関して、前回検証結果も踏まえて検討したところ、14項目について、改正すべきか検証する必要があると考えました。なお、この14項目の中には、事務局としては改正の必要はないと考えているものの、改めて委員の皆様のご意見を伺いたいものも含まれています。

つづいて、前回検証においても、認知度向上が問題となっていましたので、前回検証後に実施した啓発活動について報告します。平成27年度には、広報に連載記事を掲載したり、フォーラムを開催したりしました。平成28年度は、職員研修や啓発チラシの配布を行いました。平成29年度、30年度においても、職員研修に取り上げたり、各種イベント等で啓発用のマンガ資料の配布等を行ったりしました。

自治基本条例の認知割合は、表に記載したとおりで、向上しておりません。なお、本条例は、条例そのものの認知度よりも、条例の理念である、市民が主役の自治、言い換えれば、まちづくりを自分事として考えるという意識の醸成こそが重要と考えますので、今後、それに向けた取組が必要だと考えます。

【会長】:今、たくさんの資料を一度にざっと説明していただいたので、なかなかわかりにくい点はあったかと思いますが、これから何回かの会議の中で、1つ1つ具体的に検証していく作業があると思います。今日は皆さん全員にお話を伺いたいんですが、まずは先程の説明内容について確認したいことはありますか。

【委員】:前回の検証の「検証ポイント5 条例の意義・効果・認知度」のところで、市の見解で「②条例ができたことでどのように市が発展してきたのかについて検証ができなかったことは、課題として認識している。次回検証時には効果も含めて議論する必要がある」(資料4p12)とありますが、「条例によって市がどのように発展してきたか」ということに対して、今回どのように考えていますか？

【事務局】:もともと自治基本条例が概念的、理念的なものなので、効果を数字で表すのはなかなか難しいのかなと考えていますが、その中で、今回の資料「安城市自治基本条例に関連した事業の取組状況」に関連した事業をまとめておりますので、これによって、市政がどのようにこの条例と向き合ってきたかを次回、検証していただければと考えています。

【会長】:自治基本条例に関して、市としてこれまでどのように取り組んできたか数字的なものではありませんが、関連した施策の紹介という形で説明していただきました。ただ、これは市の側の考え方ですので、じゃあこれが妥当なのかという検証は、市民委員の皆さんに是非していただきたいということで、これが今後の会議の中で審議していただくテーマになるわけですね？

【事務局】:はい。次回以降に検討していただきたいと思います。

【会長】:そこは厳しく検討していただいているのではないかと思います。ではこの機会に、「条例ができたことでどのように市が発展してきたのか」ということに関して、委員の皆様として、「こんなふうに市が変わってきた」とか「変わることに貢献してきた」など、市民生活の中で意識されたことがもしあれば、紹介いただけますか？では、委員の皆様、この辺りを是非確認していただき、のちほどご披露いただきたいと思います。

(2) その他 検証の進め方

【会長】:では、他に質問がなければ、次の「その他 検証の進め方について」に参りたいと思います。まずは今後、何をどのように行っていくのか、事務局の方から提案をいただき、その後に委員の皆さん全員から「こんなことをしたらどうか」とか「こういう資料を用意してほしい」とか、要望や提案、意見をいただきたいと思います。特に意見がなければ、そのままマイクを次の

方に回しても結構ですので、自由にご発言いただけたらと思います。

【事務局】:配布資料にはありませんが、スライドで次回の「検証の進め方」の案を説明させていただきます。次回審議会では、まず、鈴木会長から「自治」に関しての話題提供をいただき、それを踏まえて、内部検証で報告した取組状況について、適切に取り組みられてきたかの審議をいただきたいと思います。

それから、条例の規定に関して、社会状況の変化を踏まえた、条例の追加、条例の廃止等について審議いただきたいと思います。また、条文の改正については、事務局で提示させていただいた事項が複数ありますので、改めて確認させていただき、その上で、第3回以降の審議会のスケジュール予定を決めさせていきたいと思います。

今日は自治基本条例の概要説明と、前回検証の振り返りと、内部検証で明らかになった論点の一方的な提示ということになってしまいましたが、次回以降の予習をしていただいたということで、次回第2回目は今日の内容を踏まえ、鈴木先生のレクチャーをいただきながら、過去5年間の取組み状況がどうだったのか御議論いただきながら、規定の審議に入っていきたいと思っています。

【会長】:では、今後の進め方や、日頃お考えになっていること、感想等でも結構ですので、おひとりずつお話しいただけたらと思います。

【委員】:初めて参加させていただいて、今日は単語を覚えたような状態。これからその単語を使ってどう文章を作っていくか、という感じです。

【委員】:私も自治基本条例は、今回役をもらって初めて見させていただいたところです。資料を含めてこれから勉強をしていきたいと思います。

【委員】:私も初めて自治基本条例に関わらせていただきますので、まずはこの資料に目を通させていただきたいと思います。内部検証の結果(資料5-2の11ページ)に「大規模災害発生への対応」で「自助・共助・公助等の災害対策基本法の基本理念について定めていることを確認」とあって、今の時代にマッチしているのかどうかということをご説明を含めていただければありがたいと思います。

【委員】:私も今回初めて参加させていただきました。しっかり参加させていただいて、より良い安城をつくっていききたいと思います。よろしくお願ひします。

【委員】:私は現役を退職して8年になるんですが、現役時代は安城に住んでいなくて、安城は寝る所、という感じだったんですが、退職していろんな活動をしていく中で安城がわかってきて、いろいろつながりも出てきた。少し安城が見えてきたのかなと。そういう面で見ると、市民、住民、いろいろ書いてありましたが、そういう認識を多くの人に持ってもらうことが重要かなと。先回の検証においてもPR活動とかいろいろありましたが、そういうことプラス何か要るんじゃないかなあとと思います。

また、自治基本条例は日本のあちこちにあると勉強しましたが、安城らしさをどう出していくか、一般論じゃなくて、安城のいいところを次の世代、子ども達にどうつなげていくか、特長を生かした何かが出ればなあ。私もこういう条例は初めてなので、勉強しながらやっていきたいと思います。

【委員】:勉強することが非常に多いなと感じました。こういう基本条例を、市民の方がどれくらい知っているのか、内部検証結果報告概要P18で、「ある程度知っている」という人が、平成29年に8.6%もいるということは非常に高いのではないかと。僕が普通の市民だったらこういったことに関心を持つことはまずないだろうな。広報に載ったとしても読むことは恐らくないだろうと思う。きっといろんな活動や、まちづくり、行政を行っていく時に、中心になる人間が常に意識をしながら見ていくものなのかなと思って今日は話を聞いていました。

それから、市民の定義は、非常に大きな問題なのかな。どこまでの範囲を市民と見ていくのか。これから外国人の方がどんどん増えていきます。きっと安城もこれからまた増えていくと思いますが、そういった時の共生のあり方みたいなことについては、議論を深めた方がいいのかなと思いました。わからないことだらけですので、また勉強したいと思います。

【委員】:私も全然この条例のことを知らなかったんですが、活動することでいろんなことを知り、今回関連した事業の取り組み状況を見せていただいたら、こんなにたくさんのことやっていたんだとわかりました。でも自分が知っているのは本当に少ないなと思ったので、せっかくこんないい取り組みが行われているのであれば、もっと市民の人にわかってもらえるよう何かができないうのかなと感じました。

他人事を自分事にする、まちのことを自分事にするためにも、自分のまちを愛してもらえるようにしたいと思っていて、自分達のまちのいいところをもっとアピールしていく場所、アピールする方法を考えていきながら、まちがもっと発展していけばいいなあと思っています。

【委員】:自治基本条例を作ってから10年経っているので、作った時の安城市と今の安城市はずいぶん変わっているんじゃないかな。どのように発展してきたか、マイナス事項も増えているんじゃないか、市街地の空き家が増えているとか、農地と工場と住宅地のバランスも変わってきているんじゃないか。10年前、5年前といった比較が数字やいろんな形で見せてもらえると、これからの安城がどう変わっていくかが見えてきたり、その中で自治基本条例がどう関わっていけば良いかわかるのでは。私が知っている安城市と他の活動をしている方の知っている安城市とは全然違うと思うので、大雑把でもいいので、安城市がどんなところがわかる資料を出していただけるとありがたいなと思います。

【委員】:私も初めてこういう場に参加させていただきまして、自治基本条例を読んではいましたが、なかなか真剣に見てなくてすみません。私達の普段の活動の中でも自助・共助・公助が言われている。災害のことでも何事も、自分事として考えるようにということで活動しているつもりな

んですが、活動している人には少しずつ浸透していると思いますが、一般の人にはなかなか周知できていない。先程、周知程度は良いと言われましたが、普段周りの人を見ていると、本当にそうなんだろうかと。言ってることと行動が伴わない。どうしたらそれが変えていけるんだろうということ普段から悩みつつ活動しています。ここで皆さんと一緒に答えを見つけていけたらと思います。

【委員】:初めて参加しました。この自治基本条例をよく理解して、福祉に反映できたらいいなと思います。

【委員】:第2章の「市の最高規範」という書き方は、精神的な問題だということなんでしょけれど、これは条文のあり方としては非常に違和感があるので、表現を改めたらいいんじゃないかと私は思います。

中身の問題としては非常に精神的なものが多く、この基本条例があったから市がどう発展したかという、その「問い」自体が、そういう発想でできているものではないなと思います。こういう精神的な理想を持って進んでいることが、尊いのだと思います。効果は、具体的に何に役立ったかということだけでなく、こういう精神で市政を進めていくんだ、ということを強調していくべきだと思います。

【委員】:私も初めてこういう審議会に参加させていただきまして、なぜうちのクラブに声がかかったのかなというのが本当のところですね。資料を読ませていただきまして、まだまだ自分達のことしか考えていなかったなと思いました。参加させていただき、少しずつ勉強させていただきながら、これから未来を担う子ども達のためにいろんなことを考えていきたいなと思います。

【委員】:内部検証結果の報告概要の最後に「まちづくりを自分事として考える意識の醸成が重要」とあります。町内会の立場では、定年延長で、町内会で活動できる60代の方、特に従来であれば評議員になっていた方が、勤務の都合等でなかなか活動が難しくなっていることが苦勞の種であります。最初はイベントの参加でもいいので、1人でも多く、町内会の活動に携わっていただくことが、まちづくりを自分事として考える意識の醸成につながるのではないかと、保育園の父母、町内会、消防団など、いろんな団体の方と常に連携を取って、町内を盛り上げるのが、結果的にまちづくりにつながるのではないかと考えています。基本条例にそういうことがどう反映できるかわかりませんが、自分なりに意見を言っていきたいと思います。

【会長】:ありがとうございました。大変量の多い資料でしたが時間をかけてお読みいただき、率直なご意見・ご提案をいただきました。皆様のお話の中で、人生の中で、行政運営について意見を求められたり提案されたご経験がたくさんあったことも伺わせていただきました。なかなか仕事が忙しくて、求められても意見を言う機会も時間も気力もないという時期も長くあったところかと思えます。ところが高齢化が進んで、退職世代や団塊の世代の皆さんがますますベテランの域に達して、時間はできる、社会との接点も、気持ちを持てば持てるようになる、少子

高齢化社会の中で改めて自分の住むまちや自分の暮らし方や、仲間との語らいや、いろんなことを考えるきっかけができてくると同時に、その先に行政運営のあり方にいろいろと気になること、もっとこうの方がいいと提案もできるようになる。皆様のこれまでの社会経験に裏打ちされて、非常に説得力を持って意見として出される。忙しい時代にはなかなかできなかった自助・共助というものが、近年ようやく実現されて、公助のあり方を、もっとこうすべきだあすすべきだ、あるいは、行政ができないことをむしろ市民団体や町内会の方でやろうじゃないかという時代を迎えてきているんだな、と皆さんのお話を聞いていて思いました。

外国人研修生の皆さんも増え、留学生も増え、外国の企業も日本に投資をして、国際化が進んでいます。こうなると、そういう情勢を受け止め、行政任せではない日常生活の中から、こうすべき、あすすべきということも言わなければいけないし、国際化の中で日本に住む人達とも語らいを持って、その人達の意見を聞いて、逆に生活の仕方を求めることも必要になってくるかもしれません。そういう、自助・共助・公助を検証していくと同時に、自助・共助・公助のガイドラインをしっかりと共有して活用していくことが必要なんだということが、今日のお話の中でも伺い知れました。安城市が作った自治基本条例がそれにふさわしいガイドラインになっているかどうか、それを検証することが、この会議の大切な役目だと思いました。

今日の会議には安城学園の佐藤先生もおみえになっています。若い生徒さんたちにも是非意見を聞いてきてくださることを期待しながら、議論の活性化を進め、諮問内容について、積極的に提案をまとめていきたいと思えます。

尚、この会議の場は時間も非常に短かったですし、委員の皆様の中に実はこんな意見があるんだ、こんなことを考えているんだということがありましたら、文書で結構ですので、事務局までご提出いただけないでしょうか。それを元に第2回の会議内容に反映させていきたいと思えます。これからの会議は、非常に濃密な時間をもって進めていけるようにしたいと思えますが、そんな進め方でよろしいでしょうか。是非皆様のご経験を自治基本条例に反映させて、次の世代に渡せるような提案書にしていきたいと思えます。

7. 連絡事項

【司会】最後に、事務局から事務連絡させていただきます。7月1日号の広報をご覧になられた方もいると思えますが、「安城市自治基本条例審議会へご意見をお寄せください」という記事を書きました。広く意見をいただく機会としたいと思えますので、ご意見がありましたら、そのご意見について審議会の中で報告をさせていただきたいと思えます。

次回の審議会は、8月6日の火曜日午前10時からを予定しています。また、次第の下段に2回目以降の日程を記載しています。いずれも時期が近づきましたら、改めて通知をさせていただきます。

以上をもちまして、第1回安城市自治基本条例審議会を終了いたします。ありがとうございました。

以 上